

令和4年浦安市教育委員会第2回定例会会議録

浦安市教育委員会

令和4年浦安市教育委員会第2回定例会

- I. 日 時 令和4年2月3日(木)  
開 会 午後2時43分  
閉 会 午後4時53分
- II. 場 所 オンライン開催
- III. 進 行 教 育 長 鈴木忠吉
- IV. 出席委員 教育長職務代理者 宮道 力  
委 員 宮澤 ミシェル  
委 員 吉野 則子  
委 員 影山 純二
- V. 出席説明者 教育総務部長 醍醐 恵二  
教育総務部次長 高柳 幸志  
教育総務部次長 丸山 恵美子  
教育総務部副参事(教育総務課長) 榎 伸一  
教育施設課長 泉澤 一欽  
指導課長 長野 栄一  
保健体育安全課長 溝上 澄人  
生涯学習部長 金子 吉直  
生涯学習部次長 森田 和徳  
市民スポーツ課長 奥山 由紀夫  
郷土博物館長 金子 義則  
健康子ども部副参事(保育幼稚園課長) 吉 泉 剛
- VI. 傍 聴 人 0名

## VII. 案 件

### 第1. 会議録の承認

1. 令和3年浦安市教育委員会第12回定例会会議録の承認について

### 第2. 教育長からの一般報告

### 第3. 審議事項

議案第1号 令和3年度一般会計に係る補正予算について

議案第2号 令和4年度一般会計に係る当初予算について

議案第3号 契約の締結について（富岡中学校校舎建築改修工事）

議案第4号 「浦安市園・小連携 5歳児の学びのカリキュラム・スタートカリキュラム」の改訂（案）について

議案第5号 浦安市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について

議案第6号 浦安市スポーツ推進委員の委嘱について

議案第7号 浦安市指定有形文化財住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 浦安市就学前「保育・教育」指針の改訂（案）について

### 第4. 協議事項

1. 「1人1台端末を上手に使うためのガイドライン」について

### 第5. 報告事項

1. 教育委員会共催・後援行事一覧
2. 教育委員会への委任事項の内、教育長が臨時代理した事項に関する報告について
3. 浦安市奨学支援金支給条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
4. 令和3年度冬季休業中における事故等について
5. 令和3年度浦安市成人式開催結果
6. 令和3年度第3回公民館運営審議会開催報告

7. 青少年善行表彰審査委員会開催報告

第6. 教育委員からの一般報告

第7. その他

1. 浦安市教育委員会会議の表記方法の変更について

開 会 (午後2時43分)

鈴木教育長 これより、令和4年浦安市教育委員会第2回定例会を始める。本日は新型コロナウイルス感染症の急拡大に伴い、オンラインでの開催となる。それでは、議事に入る。

議事の第1. 会議録の承認である。令和3年浦安市教育委員会第12回定例会会議録について、承認いただけるか。

(「はい」の声あり)

鈴木教育長 異議がないので、令和3年浦安市教育委員会第12回定例会会議録については承認された。なお、会議録の承認に当たり、会議録の署名を宮澤委員にお願いする。

次に、議事の第2. 教育長からの一般報告に移る。

まず、最近の新型コロナウイルス感染症の状況についてである。3学期の始業式以降、感染症に関わる欠席者が増えてきた。感染症予防対策の一環として、本市では、多くの私立高校の受験日である1月15日、16日を控えた前日の14日を、急遽、中学3年生に限って休業することを中学校の校長会と決めて実施した。

また、県内では、千葉県公立高等学校の受験日が2月23日、24日となっているが、感染予防対策の一環として、中学3年生に限り、その前の21日と22日の2日間を県内一斉で休業とすることを千葉県都市教育長協議会の会長名で決定したところである。

生涯学習スポーツ施設については、まん延防止等重点措置適用期間に入ったので、人数制限、時間制限等の対策を実施するとともに、原則、市主催のイベントは中止又は延期という対策を講じている。市内の各保育園では連日、感染者が出て休園を余儀なくされている状況である。小中学校も、今週に入って1日当たり約30人前後の新規陽性者、そして10学級ほどの学級閉鎖が入れ替わりで発生している状況となっている。

いずれにしても、11歳以下はワクチン未接種者であること、また、オミクロン株の感染力が強いこともあり、従来の大人からの感染のみならず、子どもから子どもへの感染も増えているということなので、今は3密を回避するだけではなく、リスクのある行動を控えることが重要であることから、小学校の部活動は停止し、中学校も活動内容や時間を制限しているような状況である。学校では、休業している学級や子どもへの個々の対応として、タブレット端末を活用するなどの工夫した取り組みを行っている。年度末で受験等もあるので、どの家庭も慎重な対応をされている。今月いっぱいには予断を許さない状況であると思っている。

次に、報告事項のとおり、今年は、成人式を成人の日に開催することができた。吉野委員、影山委員にも参加いただいたので、後ほど感想等をお聞かせいただければと思う。後日、実行委員の人達に振り返りをしてもらおうが、民法の改正を受けて、この4月から18歳が成人となる。本市は、既に20歳の年に成人式を実施することを決定しているが、成人式の名称をどうするのか、この辺りを詰めていく必要がある。

先日、実行委員長と委員の1人の保護者から、貴重な体験をさせていただいたという御礼のメールがあったとの報告を受けた。事務局としても、このコロナの2年間、オリエンタルランド社との調整など、いろいろと大変であったので、このようなメールをいただいて本当に嬉しく思っているということである。

次に、市教委訪問の感想である。今年度最後の市教育委員会単独の学校訪問が、18日に日の出南小学校、20日に美浜北認定こども園、27日に富岡小学校で行われた。若草認定こども園は、28日に予定されていたが、新型コロナウイルスの感染状況により休業せざるを得ない状況だったため、急遽中止とさせていただいた。

しかし、若草認定こども園も資料等を準備されていたので、代表で私と指導課の幼児教育担当、保育幼稚園課の副主幹で、1時間ほど園長から園経営の説明を受け、保育を参観してきた。

学校のほうでは、日の出南小も富岡小も落ち着いた雰囲気の中で、子ども達も明るく生き生きと教育活動がなされていた。どのクラスも欠席

者は複数いたが、リモートで参加している子どもが先生に質問するなど、積極的に参加している様子が見てとれた。

こども園のほうでは、どの園も学年が単学級で少ない園児数であるが、一人一人が伸び伸びと遊んでいる様子が見てとれた。年長は、あと2か月で小学校に入学であるが、浦安の認定こども園は3年保育をしているので、3年間で見ると成長している姿がはっきりと見てとれるというのを感じた。また、3才児クラスは、1年間の集団生活を経て随分しっかりしている姿が印象的であった。写真や動画等で10か月前と比べると、その違いに驚くと思う。

今年も1年間、新型コロナウイルスの影響で、行事を含めて教育活動の方法が変化したと思うが、子ども達の様子を見て少し安心したところである。先生方のきめ細やかな対応に感謝したいと思っている。

最後に、人事面接の状況についてである。1月12日、13日に校長面接、25日に園長面接を実施した。園長面接では、所属職員を大事に考えている園長方が多く、職員の数が少ないことが課題となっていた。校長面接では、超過勤務の多い職員や体調不良の職員への支援が課題であることを改めて感じたところである。最近の新聞でも、休職している先生が多い、精神疾患を患っている先生が多い、あるいは教員の数が足りないということで、本当に危惧しているところである。現在、市でも人事の話を進めているところで、来年4月に担任がいらないということのないように進めていきたいと思っている。

その一環として、1月17日から24日まで、県費負担教職員による葛南管外及び管内の交流面接が行われた。本市としては、定数欠員の解消や中学校の教科免許状所持者が教科によって不足しているのが課題である。しかし、このことは県内というよりも全国的な課題であり、市単独で解決することはなかなか難しい状況である。それでも本市は、会計年度職員を採用し、子ども達の学びを止めないよう対処しているが、非常勤もなかなか人がいないような状況である。私としては、国がどこまで真剣に現場の状況を捉えているかが問われているのではないかとと思っている。

以上、私からの一般報告とさせていただきます。

次に、議事に入る前にあらかじめお諮りする。議事の第3．審議事項の議案第1号ないし議案第3号、議案第5号及び議案第7号については、浦安市教育委員会会議規則第20条ただし書の規定により、非公開として取り扱うことよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 承認されたので、議事の第3．審議事項 議案第1号ないし議案第3号、議案第5号及び議案第7号は、非公開で審議することとする。

議事の第3．審議事項 議案第1号ないし議案第3号、議案第5号及び議案第7号については、教育委員会会議規則第20条ただし書きの規定により、非公開の取り扱いとしていたが、令和4年2月15日に市長が市議会に議案を提出したため議事録を公開する。

それでは、非公開案件の審議に移る。議案第1号 令和3年度一般会計に係る補正予算についてを議題とする。事務局より説明を求める。

醍醐教育総務部長 それでは、議案第1号 令和3年度一般会計に係る補正予算について、提案理由を説明する。

本案は、令和4年浦安市議会第1回定例会へ議案を提出するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により提案するものである。

なお、今回は、補正予算の件数が多いため、主立った内容について説明をさせていただきます。

初めに、2ページの歳入の部である。50款国庫支出金、5項国庫負担金、15目教育費国庫負担金のうち、子育て支援施設等利用給付負担金については、当給付事業の算定基礎となる私立幼稚園や認可外保育施設等の対象園児が当初の見込みを下回ったため、歳入予定の国負担分1,829万5,000円を減額するものである。

次に、10項国庫補助金、30目教育費国庫補助金のうち、富岡小学校改

修事業大規模改造交付金5,864万9,000円、入船小学校屋内運動場改修工事交付金937万4,000円については、今年度に決定した交付金を来年度に精算払い請求を行うものとしたことから、それぞれ減額するものである。

続いて、4ページの歳出の部である。

45款教育費、5項教育総務費、10目事務局費のうち、奨学支援金については、申請者数が当初の見込みより下回っているため、1,390万5,000円を減額するものである。

次に、5ページの13目学務費のうち、学年・教科支援教員経費については、年度当初より欠員が生じており、不用額が見込まれることから5,325万6,000円を減額するものである。

次に、7ページの20項幼稚園費、5目幼稚園費のうち、幼稚園臨時教員等経費については、幼稚園教諭等の採用人数が当初の見込みより下回っているため、2,521万8,000円を減額するものである。教育総務部及び健康こども部の説明は以上である。

金子生涯学習部長 続いて、生涯学習部の令和3年度一般会計に係る補正予算について、主に補正額の大きい事業について説明する。

初めに、2ページの歳入であるが、45款使用料及び手数料、5項使用料、25目教育使用料のうち、公民館使用料については、新型コロナウイルス感染症拡大防止による公民館貸出し休止や開館時間、利用人数の制限に加え、中央公民館、富岡公民館、日の出公民館の一部が新型コロナウイルスワクチンの接種会場となり、当該館の貸出しを休止したため、1,075万8,000円を減額するものである。

次に、45款使用料及び手数料、5項使用料、25目教育使用料のうち、市営プール使用料については、新型コロナウイルス感染症対策を講じての施設利用としていることやプールの運営期間を短縮したことから、施設利用が減少したため、1,220万9,000円を減額するものである。

続いて歳出であるが、8ページの45款教育費、25項社会教育費、10目公民館費のうち、公民館維持管理費については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための施設休止や利用者減少による光熱水費の減額分、

施設維持管理に関わる委託契約の入札差金等について、6館で1,141万2,000円を減額するものである。

次に、45款教育費、25項社会教育費、15目図書館費のうち、図書館運営費については、会計年度任用職員に係る経費において、欠員等により残額が見込まれること、中央図書館資料搬送業務において、委託契約の契約差金が生じたことから285万8,000円を減額するものである。

次に、9ページの45款教育費、30項保健体育費、10目体育施設費のうち、運動公園テニスコート照明改修事業については、照明柱改修工事と照明設備改修工事の契約差金が生じたことから182万円を減額するものである。同じく運動公園陸上競技場電光掲示板整備事業については、電光掲示板設置工事の契約差金が生じたことから、559万円を減額するものである。

次に、10ページの地方債であるが、運動公園陸上競技場電光掲示板整備事業における起債の限度額を補正するものである。説明は以上である。

鈴木教育長 ただいま説明がなされた議案第1号についての質疑を行う。何か質疑等はあるか。よろしいか。

(「はい」の声あり)

鈴木教育長 それでは、これより議案第1号の採決を行う。議案第1号について事務局の説明のとおりこれを承認することとしてよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 異議がないので、議案第1号 令和3年度一般会計に係る補正予算については承認された。

次に、議案第2号 令和4年度一般会計に係る当初予算についてを議題とする。事務局より説明を求める。

醍醐教育総務部長 議案第2号 令和4年度一般会計に係る当初予算について、提案理由を説明する。

本案は、令和4年浦安市議会第1回定例会に議案を提出するのに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、提案するものである。

各部の予算に入る前に、市全体の予算について若干触れさせていただく。令和4年度の市全体の一般会計当初予算は、682億円となり、令和3年度から2億円の減額となっている。そのうち、教育費の予算額は110億3,037万円で、令和3年度から4億6,526万円の増額となっている。市全体の予算の教育費に占める割合は約16%となっている。

それでは、教育総務部の歳入について、議案第2号の資料3ページから4ページを御覧いただきたい。

80款諸収入においては、給食費徴収金4億6,898万3,000円などがある。給食費徴収金については、令和4年度から小学校6年生と中学校3年生の児童・生徒分の給食費を免除することになった。このことから、令和3年度と比較して1億4,308万1,000円減額となる。無償にすることから歳入として入ってこないことになる。

85款市債においては、富岡中学校改修事業債、2億2,920万円などがある。主立った歳入については、以上となる。

次に、歳出の部である。別冊の参考資料「令和4年度主要施策事業」の2ページを御覧いただきたい。2ページの45款、5項、15目指導費において、新規事業の「地域とつながる教育活動推進事業」が556万9,000円となっている。

2ページから3ページの10項が小学校の経費、そして、15項が中学校の経費となっている。それぞれ、5目が学校管理費となっているが、小学校の学校管理費、中学校の学校管理費それぞれに、エアコン更新事業の予算を計上している。また、それぞれの15目は学校建設費となっており、小学校のほうは美浜南小学校改修事業、中学校のほうは富岡中学校改修事業が予定されている。

4ページの20項、5目幼稚園費においては、美浜南認定こども園改修

事業などを行う。同じく私立保育園等保育士等処遇改善臨時補助金、121万8,000円も計上させていただく。こちらは幼稚園教諭等の処遇改善を行うために要する経費の一部を補助するものである。

6 ページの30項、15目学校給食センター費においては、千鳥学校給食センター次期事業基本方針作成経費として891万円がある。こちらは、学校給食センターの次期の事業手法や事業期間等を検討するための基本方針の策定に係る経費となっている。教育総務部及び健康こども部についての説明は以上である。

金子生涯学習部長

当初予算のうち、生涯学習部の主な事業について説明する。

初めに歳入の部である。資料2ページの45款使用料及び手数料においては、市営球技場使用料5,930万5,000円などがある。

3 ページの55款県支出金においては、青少年未来塾に対する県からの補助金として、学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金200万4,000円などがある。

4 ページの85款市債においては、総合体育館大規模修繕事業債2億710万円がある。

歳出の部については、実施計画及び新規事業を説明する。別冊の参考資料「令和4年度主要施策事業」を御覧いただきたい。4ページの45款教育費、25項社会教育費、10目公民館費においては、舞浜地区公民館検討経費485万3,000円がある。こちらは舞浜地区において公民館を整備するため、周辺住民のニーズ等を踏まえながら、導入機能等の検討を行うものである。

5 ページの20目文化費においては、(仮称)浦安アートプロジェクト事業485万5,000円がある。こちらは、東京藝術大学と連携したアートプロジェクトを企画、実施するものである。

23目博物館費においては、郷土博物館展示リニューアル事業の継続費分3億2,800万9,000円がある。こちらは、浦安のまちの歴史や伝統文化に触れる機会の充実を図るために、公有水面埋立事業以降のまちの変遷をはじめ、常設展示のリニューアルを行うものである。

30項保健体育費、5目保健体育総務費においては、浦安クリテリウム実施事業18万1,000円、幼児期体力向上支援事業753万円などがある。これらは、新たなニーズに対応したスポーツ振興を図るとともに、市内業者と連携することで、企業の活性化やスポーツツーリズムを推進することを目的とするスポーツイベント「浦安クリテリウム」の開催に向け、実行委員会で検討を行うための経費と、幼児期の体力向上やスポーツ施設利用者数の向上を図るために、マイクロバスを活用し、市内認可保育園等に通う園児達を対象に、運動公園まで送迎を行うための経費である。

続いて、10目体育施設費においては、総合体育館大規模修繕事業の継続費分3億689万5,000円がある。こちらは総合体育館の空調設備エアハンドリングユニット及び自動制御設備の改修工事を行う経費である。また、この関連経費として1,348万6,000円、屋内水泳プール大規模修繕事業関連経費として1,000万円を計上している。説明は以上である。

鈴木教育長      ただいま説明がなされた議案第2号についての質疑を行う。

コロナ禍で限られた予算の中での新たな取り組みとしては、学校関係では給食費がある。これは、市長が公約で掲げていたが、コロナの影響で具体的に進んでいなかった。保健体育安全課と学校給食センターで、全学年無償化の場合、あるいは何年生だけ、中学校だけにするとどれくらいの金額になるか等、いろいろとシミュレーションをしながら、最終的に市長との調整で、まずは小6と中3の子どもについて行い、今後段階的にということで来年度の予算を組むことになった。

生涯学習関係では、施設が30年経過しているものが徐々に多くなってきたので、総合体育館やプール、また、郷土博物館のリニューアルなども含めた改修事業が大きなところである。

金額的にはそれほどではないが、生涯学習部長が説明していた幼児期の体力向上というところで、私立等での保育園が園庭を持っていないところが多いので、マイクロバスを使って、総合運動公園の体育館やキッズルームを平日うまく活用できないかという財団からの提案があったものである。この辺りは、ほかの市ではなかなかない取り組みではないか

と思っている。

宮澤委員からは、コロナ禍における子ども達の体力低下について話を伺っているが、体力の低下が非常に大きな課題となっている。新聞でも出ていたが、浦安市もようやくスポーツテストの結果がそろって、やはり全学年、全ての体力テストが落ちている結果となった。

宮澤委員 昨日、日の出南小学校の近くを通ったら、授業でグラウンドに出てやっていたけれども、なかなかやるのも難しいだろうなと思いながら見ていた。ゼロにしてしまうと全く違う結果になってしまうので、このようなときには、先ほどの施設を活用するなど、できることをやっていくしかないと思う。

鈴木教育長 影山委員、来年度の予算の件で何か質問などはあるか。

影山委員 給食費の件は気になっていたが、先ほどの教育長の説明で納得した。ある意味、厳しい中でも教育費を増やしてくれているのは、非常に嬉しいことだと思う。

鈴木教育長 宮道委員はどうか。

宮道委員 新規で取り組まれる幼児期の体力向上支援事業は、重要なことだと思うので、PRも含めて実施していただきたい。そのようなことに、市や教育委員会としても認識をしていて、力を入れて取り組んでいることを市民に理解してもらえるよう、これはぜひ前面に押し出してほしいと思う。

鈴木教育長 ぜひPRをしていきたいと思う。吉野委員はどうか。

吉野委員 私もこんなに予算が縮小している中、教育費を少しでも確保してくださいって大変ありがたく思っている。浦安ならではの教育が、より実りあ

るものになっていくと良いと思っている。

鈴木教育長　それでは、議案第2号の採決を行う。議案第2号について、事務局の説明のとおり、これを承認することとしてよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長　異議がないので、議案第2号　令和4年度一般会計に係る当初予算については承認された。

それでは、ここで教育施設課長が入室する。

鈴木教育長　それでは、議案第3号　契約の締結について（富岡中学校校舎建築改修工事）を議題とする。事務局より説明を求める。

醍醐教育総務部長　議案第3号　富岡中学校校舎建築改修工事の契約の締結について、提案理由を説明する。

契約の内容については、一般競争入札を行い、契約金額が2億6,110万7,000円、契約の相手先は、株式会社ウラタとなっている。工事の概要は、令和2年度から3年度に実施した改修工事設計により、施設の安全性の確保や老朽化対策などの必要な改修を実施するものである。

参考資料を御覧いただきたい。1枚目の図面番号1が配置図となっており、着色部分が今回の改修工事の対象である校舎棟となる。図面番号2は、校舎棟1階から屋上までの改修平面図となる。各室及び屋上について、左下記載の回収凡例のとおり改修を行う。図面番号3は、校舎棟の立面図となっている。外壁全面のひび割れの補修後、再塗装を実施する。また、といの改修、既存アルミサッシ回りの防水処置などを行う。

工期については、契約をした翌日から令和5年2月28日までとなる。なお、入札の過程については、添付の入札経過書のとおりである。説明は以上である。

鈴木教育長 ただいま説明がなされた議案第3号についての質疑を行う。

影山委員 入札経過書を見ると、最低制限価格が2億3,736万8,700円で、落札者の入札書記載金額が2億3,737万円と非常に近い額となっている。最低制限価格は公表されていたのか。

泉澤教育施設課長 最低限の予定価格については、入札時に公表されているような形になっている。

影山委員 それを見て、落札者が、それを少し上回る金額で入札したということによろしいか。

泉澤教育施設課長 あくまでも最低金額なので、我々のほうで数量を設定させていただいたものを金抜きという形で配付し、それに対して各社が金額を入れた結果が、入札経過書の上の表である。

宮澤委員 この工期中に子ども達に対する支障などはないのか。これだけの大工事だと、いろいろと差し支えがあるのではないかと思うが、対策などはあるのか。

泉澤教育施設課長 こちらの改修工事については、基本的に夏休み期間を使って大部分の工事を実施する予定にしている。そのほかに、ゴールデンウィークなど連続した大きいお休みが何回かあるので、その期間で、大規模的な要素の工事を行う予定になっている。そのほか、どうしても工事をやらなければならないときは、学校側と相談した上で、教室自体を移動させてもらって工事するような形となる。なお、工事している最中は、周りを全て区画整理して、子ども達が入れない状況にする。

鈴木教育長 これまで夏休みは、約2か月近くあったが、今年度から夏休みが短くなっているので、教育施設課長が説明したように、夏休み期間中だけで

は完結できなくなっている。そのほかの連休で実施したり、今年度の富岡小学校のように、安全を確保しながら一部教室を移動してもらったりするなどの方法で、何とか工期を間に合わせたいということである。

なお、富岡中学校の改修工事は、ほかのところと違う点など特徴的なものはあるのか。

泉澤教育施設課長 一部特別教室の家具などの劣化度が、ほかの学校よりも酷かった印象があったので、特別教室の家具を一部入れ替えることなどが特徴的なことと言える。基本的には、ほかの学校と同様に機能を回復するための改修工事を行う予定となっている。

鈴木教育長 学校からの要望は聞いているのか。

泉澤教育施設課長 2年度から3年度にかけて、改修の設計業務を行う上で学校側と綿密に打合せをしながら決定しているところである。限られた予算の中での実施となるが、大筋、学校からの要望には応えることができたと思っている。

鈴木教育長 それでは、議案第3号の採決を行う。議案第3号について、事務局の説明のとおり、これを承認することとしてよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 異議がないので、議案第3号契約の締結について(富岡中学校校舎建築改修工事)は承認された。

ここで教育施設課長が退室し、保健体育安全課長が入室する。

次に、議案第5号 浦安市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定についてを議題とする。事務局より説明を求める。

醍醐教育総務部長 議案第5号 浦安市学校給食の実施及び学校給食費に関する条例の制

定について、提案理由を説明する。

この条例は、学校給食の実施及び学校給食費の管理をより適正化することを目的として、新たに制定するものである。

第5条では、義務教育に係る保護者への一層の支援の充実を図るため、現行の第3子以降の学校給食費免除制度に加え、市立小学校6年生と市立中学校3年生の学校給食費を免除するものである。

第7条では、本条例の施行に関し、必要な事項は教育委員会規則で定めるものとしている。また、附則において、浦安市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部について、所要の改正を行うものである。なお、この条例は令和4年4月1日から施行するものである。

附則において、浦安市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正すると申し上げたが、もともと第3子以降の学校給食費の免除制度については、同条例の中で規定していた。建物に関する条例の中で、第3子以降の給食費は取らないという趣旨の規定を設けていたが、学校給食の実施と給食に関する条例を新たに作り、この中で規定するということである。説明は以上である。

鈴木教育長 ただいま説明がなされた議案第5号についての質疑を行う。これまでの第3子以降の給食費の免除は引き続き行い、新たに小学校6年生と中学校3年生の給食費を免除するということである。

宮道委員 小学校6年生と中学校3年生を免除の対象とした理由を教えてください。

溝上保健体育安全課長 小学校6年生と中学校3年生を新たに対象として選ばせていただいた理由は、小学校6年生の進学と中学校3年生が私立高校の進学に係る経費が多学年よりも負担が大きいこと、小学校6年生及び中学校3年生は教育費に係る世代であるということが挙げられる。また、国のほうでも学校外の学習活動費の調査を行っており、小学校6年生と中学校3年生の学習活動費が、ほかの年代に比べると大きいという統計が出ている。

これらを踏まえて、家庭の教育に係る経済的負担を軽減するには、まず、小学校6年生と中学校3年生を対象とすることが望ましいのではないかと、今回対象として追加させていただいた。

醍醐教育総務部長 補足であるが、小学6年生から中学校に進学する、あるいは、中学3年生から高校又は社会に出るといったタイミングでは、私立、公立に限らず、何かと大きな支出がかかるということを鑑みて、小学6年生と中学3年生にしたものである。

宮道委員 自分の体験を振り返っても、非常にお金のかかる時期なので、そういう意味では、救われる保護者の方もいるのではないかと思う。

鈴木教育長 これより議案第5号の採決を行う。議案第5号について、事務局の説明のとおり、これを承認することとしてよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 異議がないので、議案第5号 浦安市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定については承認された。

ここで保健体育安全課長が退室し、郷土博物館長が入室する。

議案第7号 浦安市指定有形文化財住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。事務局より説明を求める。

なお、会議途中ではあるが、両部長はコロナ対策本部会議に出席するため、これ以降は、両部の次長が対応させていただく。

森田生涯学習部次長 浦安市指定有形文化財住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を説明する。

本案は、指定有形文化財住宅の管理を教育委員会が行うこととともに、その他所要の改正を行うものである。

初めに、第1条、第2条、第3条、第6条、第7条及び第8条の規定中の「市指定有形文化財」の文言を「指定有形文化財」に改めるものである。

次に、第4条及び第5条の指定管理者に関する規定を削り、以下の条を繰り上げるものである。

次に、改正後の第5条の規定については、「指定管理者」を「教育委員会」に改めるものである。

なお、施行日は令和4年4月1日とするものである。説明は以上である。

宮道委員　これは、指定管理をやめて、教育委員会が見ることにするということによろしいか。

鈴木教育長　一つはそうである。もう一つは、「市指定有形文化財」から「市」を取ったということである。

吉野委員　4条で初めて教育委員会規則というのが出てくるが、これは1条、2条のところでは、市でも何でもないどこの指定文化財なのかという感じがするが、教育委員会が管理するということが最初に出てくるべきではないか。

鈴木教育長　それでは、最初の「市」がなぜ必要なくなったのかという理由を郷土博物館長から説明させていただく。

金子郷土博物館長　市指定有形文化財住宅という表記について説明する。旧大塚家住宅が県の指定有形文化財となっているが、これまでは浦安市にある有形文化財住宅として、そのまま改正していなかった。ただ、規定上、大変紛らわしいという話があったので、今回、指定管理を廃止する段階において「市」を取ったほうが良いということで、条例の明確化を図ったのが今回の改正の趣旨である。

影山委員　今の説明だと、県指定のほうの旧大塚家住宅は、ここで言う指定有形文化財に入るのか、入らないのか。

金子郷土博物館長　指定有形文化財住宅という形になると、県も市も指定したものの両方が、範囲として入ることになる。

影山委員　この指定有形文化財というのは、県も含むし、市も含むし、あるいは国で指定された場合は、国も含むという理解でよろしいか。

金子郷土博物館長　そのとおりである。

鈴木教育長　市の指定文化財だけでは元々ないのに、「市指定有形文化財」という表記であったということである。影山委員から質問があったように、指定文化財は、国又は県からの指定も加わることになるので、そこを改めたということである。また、今まで管理は指定管理だったところを、今度は教育委員会のほうで、直に管理するということになる。

宮道委員　指定有形文化財は教育委員会が管理するというのが最初であって、その後、今の1条が2条になったという組立てではなくて、条例上、大丈夫という認識でよろしいか。

金子郷土博物館長　市の管理とするという条文を規定の最初のほうに設けるべきではないかという御意見であると思うが、条例審査を行う中で、その辺も確認し、この条文でも当然、市の管理という形になっているということで、その規定については必要ないと考えているところである。

鈴木教育長　法規の担当部署で見てもらい、条例文上、問題はないということである。それでは、これより議案第7号の採決を行う。議案第7号について、事務局の説明のとおり、これを承認することよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 異議がないので、議案第7号 浦安市指定有形文化財住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、承認された。  
以上で非公開案件の審議は終了とする。

ここで、郷土博物館長が退室し、指導課長が入室する。

それでは、議事の第3. 非公開以外の審議事項に移る。議案第4号 「浦安市園・小連携 5歳児の学びのカリキュラム・スタートカリキュラム」の改訂(案)についてを議題とする。事務局より説明を求める。

丸山教育総務次長 議案第4号 「浦安市園・小連携 5歳児の学びのカリキュラム・スタートカリキュラム」の改訂(案)について、提案理由を説明する。

本カリキュラム改訂(案)は、幼稚園教育要領や小学校学習指導要領等の改訂を受け、「浦安市幼・保・小連携 アプローチカリキュラム・スタートカリキュラム」の見直しを図るものである。

詳細については、指導課長より説明する。

長野指導課長 本市では、浦安市学校教育推進計画の具体的施策として、園・小中連携一貫教育を推進している。各園、各小学校の教職員が互いの教育を理解し、幼児教育と小学校教育の学びの連続性を意識した、滑らかな接続の取り組みは今後も必要と考えている。各園、各小学校の実態に応じて、指導の一貫性、連続性をより高め、カリキュラムの作成に役立て、活用していただくためのものである。

リーフレットの1、2ページを御覧いただきたい。こちらの図は、幼児期から小学校へ学びと育ちを豊かにつなぐ保育・教育活動を示したものである。見開きの左側1ページが就学前の幼児教育、右側2ページが小学校教育となっている。幼児教育から小学校教育の学びの変化や重要なポイントを記載し、つながりを意識できるようにした。資質・能力は幼児期から培われ、体験を通して積み重ねて深まっていくことを濃淡の

色で表記している。

3、4ページでは、接続期における目指す子ども像を整理した。3ページでは、学びが芽生える入学前の5歳児の姿、4ページでは、自覚的な学びへとつながる小学校入学後の姿をまとめている。学校教育推進計画の目指す子ども像のうち、知・徳・体に整理し、園から小学校にかけての学びの連続性を生かしながら、目指す子ども像の実現に向けて取り組めるようにしている。

5ページは、スタートカリキュラムの編成手順である。月単位での成長の姿と、週単位での単元計画に基づいた学習活動例を記載した。

6ページは、幼児期と小学校の学びをつなぐポイントである。つなぐポイントとして4つに重点を置き、園のねらいと学校のねらいを記載し、園と小学校の理解を深め、意識しやすい内容にした。

7ページは、園・小中学校の年間を通した連携や関わりの例を記載している。中学校区を中心に、年間を通して様々な交流を行っている。下の緑の線の中には、本市の取り組みを記載した。

本カリキュラム案を教職員がいつでも活用できるように、本年度中に各園、各学校に紙媒体で配布する。また、データでも見られるように保存し、活用の促進を図っていく。また、今後配布予定の「浦安市就学前保育教育指針 いきいき浦安っ子」の改訂の冊子にも掲載し、浦安市のホームページからも閲覧できるようにする。

鈴木教育長 ただいま説明がなされた議案第4号についての質疑を行う。

影山委員には、今年度、いくつかの幼稚園の子ども達を見ていただいた。また、5ページにあるスタートカリキュラムの編成の手順の下に例が書いてあるが、細かい内容で段階があるような気がするがいかがか。

影山委員 なかなか大変なように見える。幼稚園を見てきた限りであるが、非常に元気がよくて、いい子ども達だと思う。彼らが小学校に入学したときに問題が生じないようにするのは本当に大事なことだと思うので、子どもの数を決める必要やこのようにカリキュラムを編成する必要があるの

であれば、それでいいという気がしている。

鈴木教育長 浦安は、この辺りの幼保小中の連携のカリキュラムに、早くから取り組んでいたもので、随分、意識はされているのではないかと考えている。

影山委員 これはアメリカに行ったときのことであるが、小学校1年の前にプレスクールといって、幼稚園の年長は小学校の敷地内の学校みたいなどころに行く。そこで小学校を見据えながら勉強していくというのがある。  
最近で言うと、非認知能力が重要ということで、そういう意味で、就学前教育が重要であるという話が出てきているので、幼稚園の良さを消さずにどうやって小学校へスムーズに繋げていくかというのは重要な課題だと思っている。

宮澤委員 別議案の浦安市就学前「保育・教育」指針についてであるが、これはもちろんホームページに掲載するのもいいが、もし私が子育てをしているときに家に1冊あったら、とても助かるだろうと思いながら読んでいた。子育て中にこのようなものが送られてきたら、読んでもらえるのではないかと考えた。

鈴木教育長 これは、いわゆる幼稚園も含めた学校教育で、指導者側は思っているけれども、宮澤委員がおっしゃったように、保護者の立場でこれを見ておくというのも、家庭教育の充実を図るという点でとても大事であると思う。

宮澤委員 これを読んでいて、サッカー指導者にも1冊あったらいいとか、それくらい頼りになる冊子ではないかと思う。

吉野委員 浦安では、幼稚園の隣にほとんど小学校があるので、スムーズに行きやすい環境にあるのではないか。また、幼稚園の先生と小学校の先生も、そのような交流を持っていただくとよいと思っている。

鈴木教育長 吉野委員のおっしゃるとおりで、浦安は、幼稚園と小中学校の配置が大体一緒になっているので、環境的には非常に恵まれている。

それから、先生方同士の連携も、幼保小中連携の日を8月20日の日に決めて取り組んでいるので、そういう意味では、ほかの自治体より進んでいると思う。

ただし、今は保育園が多くなっているので、文科省のほうでも、公立の同じような立場のこども園や幼稚園などの小規模園、認可外などの同じ5歳の子ども達が同じプログラムをできるようにということで、新たなかけ橋プログラムみたいなものを作っているところである。その辺りとの整合性は図られているのか。

長野指導課長 こちらのほうは、先ほど申し上げたとおり、幼稚園の教育要領や小学校の学習指導要領などを基に作成しているので、できるだけ園と小が連携できる取り組みを、今後もお互いに情報を共有しながら進めていきたいと考えている。

吉野委員 ぜひ小さい保育園などにもカリキュラムを配って、少しずつ協力していただけると、子ども達にとってはよいと思う。

鈴木教育長 本当におっしゃるとおりで、配布先もそれを付加したいと思う。

宮道委員 宮澤委員もおっしゃったけれども、これを拝見して、非常によくできていると思う。小学校と幼稚園の先生方が協力して作るということも非常に重要なことだと思うし、内容を見ても、これはすごいと思ったところである。先生方だけではなくて、地域に開かれた学校をこれから作っていくということを考えたときにも、毎年又は3年に1回かは分からないが、保護者にも配布いただくような形も1つあるのではないかと思う。リーフレットの資質・能力のところ、3つの基礎と言いますか、上下が変わっているのは意味があるのかどうか。「知識及び技能の基礎」と

「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力・人間性等」というのが三角形であると思うが、左と右のページで上下が逆になっているのは何か意味があるという認識でよろしいか。

丸山教育総務次長　これについては、一緒にしたほうがいいのではないかとすることも議論した結果、やはり5歳児までの学びのカリキュラムだと、いろいろなことを覚えたり、考えたり、表現したりすることを大切にするため、上に持ってきて、その下に学びに向かう力や人間性というのが付いてくると考えている。ただ、学校に進学すると、今度は意欲だとか人間性というものがとても大切になって、それを基に「知識・技能」とか「思考力・判断力、表現力等」もさらに醸成されていくと考えたので、このような順番にしたものである。

鈴木教育長　資質・能力のところの言葉は、もしかしたら固いのかも知れない。知識・技能や思考力・判断力・表現力という言葉は、学習指導要領の言葉をそのまま使っている。その基礎の部分が幼児期だとは言っているけれども、ほかに何か言葉があるかどうか。

影山委員　「土台」というのが1つの選択肢ではないかと思った。

宮道委員　それと、これを保護者に配ったらいいと思ったのは、子どもに発達系の問題が結構あったりするんで、これを見ていたら、いろいろと子どもの姿が書かれており、うちの子はどうであるか一つの参考になると思ったからである。

鈴木教育長　委員の皆様から大変貴重な御意見と、よくできているというお褒めの言葉もいただいたので、担当のほうに伝えていきたいと思う。

先ほど、基礎の部分について、土台という言葉もいただいたが、それらも、この意味の中には含まれているので、そこを御了承いただきながら、議案第4号の採決を行いたいと思う。

それでは、議案第4号について、事務局の説明のとおり、これを承認することとしてよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 議案第4号 「浦安市園・小連携 5歳児の学びのカリキュラム・スタートカリキュラム」の改訂(案)については、承認された。

ここで指導課長が退室し、市民スポーツ課長が入室する。

続いて、議案第6号 浦安市スポーツ推進委員の委嘱についてを議題とする。事務局より説明を求める。

森田生涯学習部次長 議案第6号 浦安市スポーツ推進委員の委嘱について提案理由を説明する。

本案は、浦安市スポーツ推進委員の新規採用に伴い、スポーツ基本法第32条第1項の規定により、委嘱するものである。詳細については、市民スポーツ課長より説明をさせていただく。

奥山市民スポーツ課長 今回、1名のスポーツ推進委員の応募があった。54歳の男性の方で、応募理由については、現スポーツ推進委員の方の紹介を受けたのがきっかけとなっている。スポーツ歴があり、スポーツに興味を持っている方で、現在も地域で、市P連トリムバレーボールを9年、それからソフトバレーなどを行っている。地域に入ってスポーツを推進していきたいということで、今回、応募いただいて推薦したものである。

鈴木教育長 ただいま説明がなされた議案第6号についての質疑を行う。何かあるか。よろしいか。

(「はい」の声あり)

鈴木教育長 これより議案第6号の採決を行う。議案第6号について、事務局の説

明のとおり、これを承認することとしてよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 異議がないので、議案第6号 浦安市スポーツ推進委員の委嘱については承認された。

ここで市民スポーツ課長が退室して、保育幼稚園課長が入室する。

次に議案第8号 浦安市就学前「保育・教育」指針の改訂(案)についてを議題とする。事務局より説明を求める。

丸山教育総務次長 議案第8号 浦安市就学前「保育・教育」指針の改訂(案)について、提案理由を説明する。

本案は、保育、教育を取り巻く様々な環境の変化を踏まえ、本指針を改訂するものである。改訂内容の詳細については、保育幼稚園課長より説明をさせていただく。

吉泉保育幼稚園課長 案第8号 浦安市就学前「保育・教育」指針の改訂(案)について、改訂内容を説明する。

浦安市就学前「保育・教育」指針は、就学前の子ども達が等しく豊かな教育環境で成長できるよう、平成21年9月に策定し、その後、2回の改訂を経て、今年度、3回目の改訂作業が終了したところである。

今回は、保育所保育指針、幼稚園教育要領の改訂を踏まえた、幼児教育において育みたい資質、能力の明確化や浦安市教育振興基本計画、学校教育推進計画の改定に伴い、育てたい子ども像の見直し、さらに、前回改訂後の実践を踏まえ、特に若年層教員に向けた保育・教育の具体的な取組事例を新規作成し、そして、小学校教育との円滑な接続内容の充実が改訂のポイントとなっている。

本冊子については、今年度中に、各就学前施設に配布するとともに、市のホームページにも掲載し、保護者を含め、広く市民に周知したいと考えている。

鈴木教育長　ただいま説明がされた議案第8号についての質疑を行う。こちらについては、先ほど委員の皆様からすごくよくできているという言葉をいただいた。保護者に配ったほうがよいということである。

それでは、これより議案第8号の採決を行う。議案第8号について、事務局の説明のとおり、これを承認することとしてよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長　異議がないので、議案第8号 浦安市就学前「保育・教育」指針の改訂(案)については、承認された。

ここで保育幼稚園課長が退室し、指導課長が入室する。

議事の第4. 協議事項に移る。協議事項1 「1人1台端末を上手に使うためのガイドライン」について、事務局より説明を求める。

長野指導課長　初めに、本ガイドラインの目的について説明する。児童生徒一人一人にタブレット端末が整備され、教育現場における情報化が急速に加速している一方で、児童生徒の不適切な端末の取扱いが各地で問題となっている。これらの問題を解決していくためには、1人1台端末のみならず、家庭で利用しているパソコンやスマートフォンなど、あらゆるICT機器において、その利便性や危険性を伝え、児童生徒がICT機器を上手に使っていけるよう、情報モラルや情報セキュリティに関する教育を充実させていく必要がある。

そこで、教育委員会では、学校と家庭が連携して児童生徒の情報モラルの育成等に取り組み、児童生徒の情報活用能力の育成を図っていけるよう、ガイドラインを作成したものである。

目次にあるとおり、本ガイドラインは、7つの章で構成している。

第1章では、ガイドライン作成の背景として、教育の情報化の実現に向けて、今まで取り組んできた本市の歩みと1人1台端末を整備した後に見えてきた新たな課題、本ガイドライン作成の意図を示している。

第2章では、活用の実態を示している。1人1台端末が整備されてから間もなく1年となるが、学校、児童生徒、家庭及び教育委員会の現在の状況を示している。

第3章では、1人1台端末を使って、児童生徒の学びをどう変えていくのか、その目指すべき姿を示している。

第4章では、情報モラル・セキュリティ教育の構築、充実について示している。児童生徒のこれからの学びには、ICT機器は必需品となってくるが、児童生徒がICT機器を活用して主体的に学んでいくためには、情報モラルをしっかりと身につけていくことが重要となる。そこで、本章では、「情報モラル教育の必要性」「問題の本質」「発達段階に応じた体系的な情報モラル教育の推進」「情報モラル教育における家庭・地域との連携」の4つの柱で内容をまとめている。

第5章では、情報セキュリティとして、全ての児童生徒、保護者、教職員に知ってほしい内容であるアカウント、ID、パスワードの意味や身近なところに潜む危険について示している。

第6章では、身体への影響に関する対応として、学校や家庭で気をつけることを示している。

第7章では、1人1台端末の上手な活用を推進していくための教育委員会、学校、家庭のそれぞれの役割を示している。

最後に、本ガイドラインについては、本日、協議の中でいただいた意見を基に再度検討を重ね、次回3月3日の定例会で審議いただき、3月7日付で各小中学校に周知したいと考えている。

鈴木教育長      それでは、ただいま説明がなされた「1人1台端末を上手に使うためのガイドライン」について意見をいただきたい。来週開催予定の総合教育会議で話し合う情報モラルについては、第4章になるが、それも含めて何かあるか。

宮道委員      パスワードの使い回しの件などが問題になって、取り上げられたことがあるのではないかと思うが、情報モラル教育のところで、例えば実際

に、どのようにそれを子ども達に教育していくのかというところも、何か考えをお持ちだったら教えていただきたい。また、こういった資料をPDFにして見て、eラーニングで回答するというのを私のところではやっているが、実際に、子ども達にも、共通のインフラのところでアクセスしてもらって、親と一緒にこれを見ながら、考えて解いていくようなコンテンツを作って提供することも考えてみたらどうかと思う。

鈴木教育長 2点目のeラーニングについては、教員も含めて市職員も年に2回程実施している。いただいた意見で、親と一緒にやっていくということが大事である。これは参考にさせていただきたいと思う。

1点目のID、パスワードなどの対応についてはどうか。

長野指導課長 本市の1人1台端末では、パスワードがランダムな数字・英字になっているので、ほかの子のパスワードを類推される危険はない。また、チャット機能なども必ず教員がついていないと使えなくなっているのも、その中で、人の悪口を言うことなどは、今はできないと考えている。

影山委員 第3章に目指すべき姿とあるが、内容が1ページしかない。これを使って、どういうものを将来的に目指すのか、もう少し詳細な具体例なども含めた記述があるとよいと思う。ガイドラインとして、「こうやったら駄目だよ。」とか、「こういうのは危ない。」とか、そういうネガティブなものも当然必要なことで重要になるけれども、それに偏ると、読んでいてつまらなくなってしまう。ポジティブな意味で、例えば、3の注2の一番下に「情報活用能力『体系的な整理』及び『体系表』を作成しました。」とあるけれども、そういったものからでも、「中学校3年生の時点ではこういうことができるようになっていきます。」といった何か目指すべき姿みたいなものが具体的にイメージできるような形になっていると、よりよいのではないかと思う。

鈴木教育長 ある意味、目指すべき姿が一番重要なところだと思う。ここでは書き

切れなかった部分もあるので、そこは付け加えていければと思う。

丸山教育総務次長 市教育委員会では、浦安市教育の情報化推進計画を策定して、情報の教育化の冊子も作っている。そちらのほうで、比較的具体的に、これから目指していく授業とか学びなどを書いてあるが、別々のものになっているので、そこを少し取り入れながら、もう一度考えてみたいと思っている。

宮道委員 紙面のスペースの問題があるのであれば、アドレスやURLを入れて、今おっしゃっていただいたようなものが、ここを見れば分かるような形にしておけば、場合によってはいいのではないかと思う。

鈴木教育長 第6章の身体への影響に対する対応のところでは、ICT機器については、光の部分だけではなく影の部分もある。長時間使うと脳や目などいろいろと影響があると言われているが、吉野委員からこういうことも少しあるという意見があればいただきたい。

吉野委員 目などへの影響を書いているようであるが、やはり姿勢などの問題もあるかもしれない。長く使いすぎるとよくないとか。ただ、「あまり長く使わないようにしましょう。」みたいに書いてあるので、それでよろしいのではないか。「健康のために、よい姿勢で画面に近づきすぎないように気をつけます。」とか、「30分に1回は20秒以上遠くの景色を見る。」など、きちんと書いてあるように思う。

宮澤委員 使う以上、依存症などいろいろな問題が間違いなく起きてしまう。だからこそ、このような教育は必要であるし、親にも関わってもらわないと厳しいほうに行くと思う。先ほど宮道委員が言われたように、自分の子どもが危険いっぱい物を扱っていると認識して、一緒にやってもらったらよいと思う。また、最後の振り仮名付きで載っているところのように、ぜひ子どもにそういうルールを植え込んでおくというのも、全部

理解できるまで、又は判断できるまでは、家庭の基本としていかなければならないと思う。

吉野委員　私も賛成である。今、お子さんにスマホを渡してお守させている人が意外と多い。親が全然話さないで、それで遊んでいなさいという感じである。そうするともう本当に思う存分になってしまっているような気がする。親自身がこういうことを一緒に学んでいってほしいと思う。

宮道委員　自分は仕組みがどうなっているか分からないところもあるので、そこは御容赦いただきたいが、各学校に学校医の先生がいらっしゃるの、例えば、ICTやSNSなどに造詣の深い方をお願いして、学校医を対象に共有できる場やレクチャーするような機会を設けてはどうか。各学校で年に1回、学校医の先生が医学的な視点から、「こういうことに気を付けましょう。」とか、姿勢の問題や視力に関することなどをお話しいただく仕掛けのようなことを考えてもいいのではないかと考えている。

鈴木教育長　このガイドラインは、現場の先生方にも検討委員会に入ってもらって作成したものでよろしいか。

長野指導課長　現場の先生方に検討委員会に入ってもらっていただき、意見を頂戴しながら作成した。

鈴木教育長　現場の先生方に集まってもらって、現場の声として作ってきたので、先生方についても発行元のところに書いてほしい。

宮道委員　協力された先生方のお名前を書いていただいたらモチベーションも上がるのではないかと思います。

鈴木教育長　来週も同じような内容で総合教育会議があるので、同様に意見をいただければと思う。

それでは、ここで指導課長が退室する。

議事の第5. 報告事項に移る。報告事項については、お配りした資料をもって報告とさせていただきます。第5. 報告事項に対する質問を受け付けるがよろしいか。

それでは、次に議事の第7. その他に移る。その他1 浦安市教育委員会会議の表記方法の変更について、事務局より説明をお願いします。

榎教育総務課長 その他1. 浦安市教育委員会会議の表記方法の変更について説明する。本市の教育委員会会議の会議名については、これまで年と回数で表記をしてきたが、市の予算の運用や人事において、行政の運営自体が年度で動いているところである。その中で、会議の名称を年と回数で表記していると、いつの会議なのか分かりづらいという意見等もあったので、この表記方法を年度と月に変更するものである。

具体的な表記としては、例えば、これまで「令和4年第4回定例会」だったものを「令和4年度4月定例会」という形で、表記を直すもので、新年度の4月の定例会から適用したいと考えている。

鈴木教育長 それでは、その他. 1について承認いただけるか。

(「はい」の声あり)

鈴木教育長 異議がないので、その他. 1 浦安市教育委員会会議の表記方法の変更については、承認された。新年度4月から新しい表記方法とさせていただきますので、よろしくをお願いします。

それでは、最後に成人式について、吉野委員から感想等を伺いたい。

吉野委員 開催できて良かったというのが一番に思ったことである。

以前、中学生の税金に関する作文などを読ませていただいたら、今の子ども達はいろいろなことを考えていて、優秀な人も多く育つものと思ったところである。この前の成人式では3人の男性が話をされていたが、

女性達もとてもしっかりしていたと思うので、できれば、あの女性達にも発表をしていただければ、より良かったと思う。

鈴木教育長     ありがとうございます。影山委員はどうか。

影山委員     確か、感謝が1つのテーマとして入っていたと思う。親や教員など育ててくれた社会に対する感謝も重要であるけれども、それ以上に、その感謝を新しい世代に返して行ってほしい。我々が彼らを育て、彼らが育ったら、我々ではなくて新しい世代をぜひ育てていてもらえれば、よりよい社会にできるのではないかと思う。

鈴木教育長     ありがとうございます。今年は、二十歳の主張のようなものであったが、これは事前に事務局で確認しているのか。それとも全く子ども達に任せているものなのか。

金子生涯学習部長     基本的には子ども達に作っていただき、どういう内容が発表されるのかは確認している。

鈴木教育長     子ども達の発表については、事務局のほうで確認しているということである。基本的には子ども達の自主性に任せていきたいと思っている。

吉野委員     成熟年齢が上がっているような気がする。私達は、将来がたいして長くないからいいが、子ども達には、自分達の将来のために、もう少し頑張ってもらいたいと思う。

鈴木教育長     義務教育を卒業してから20歳までが5年である。今度、成人が18歳になると3年となる。そういう意味では、我々、教育者が、子ども達の自立についてももう少し考えないといけないと思う。

吉野委員     そのとおりである。大人が考えないといけないことである。

鈴木教育長 教育の場面で生かしていきたいと思う。

宮道委員 浦安市の教育関係に関与させてもらっている者として、発言しておかないといけないなと思ったのは、全国共通テストの東大での被害者の件である。被害に遭った男子は、浦安の子どもだったということで、あのような事件は非常に残念に思ったところであるが、改めて、何のために学んでいるのか、又は大学に行くのかということは、日頃から保護者もコミュニケーションを取って、子ども達と話し合わないといけないと痛感した次第である。被害に遭われた方も早く元気になって、乗り越えていただけたらと思う。

それと、教育課程の話があったと思うが、1週間当たりの時間数を減らしたというところで、先生方の超過勤務の現状を少し変えることができているのかどうか気になっている。管理職の方も当然のことながら意識されていると思うが、先生方が過労になり過ぎないように含めて、我々もそこは気にしなければならないと思っている。

鈴木教育長 今の2つ目の点については、我々も毎月の超過勤務の調査をしており、成果が出ている部分もあるので、ぜひお示ししたいと思う。

それから、1点目の事案については、答えが出るものではないが、何のために受験をするのか、何のために勉強するのかという学びの本質みたいなところを子ども達にも考えさせるいい機会ではないかと思ったところである。

この後に、校長研修会、教頭会研修会があるので、投げかけていきたいと思っている。

以上で、令和4年浦安市教育委員会第2回定例会を閉会する。

閉 会 (午後4時53分)